

佐野市除染実施計画
〈第3版〉

平成27年4月

佐野市

佐野市除染実施計画

〈 第 3 版 〉

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	1
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	2
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	3
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	3
7. その他の事項	3

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

東日本大震災での福島第1原発事故による放射能被害に対し、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）により、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目標とし実現することを基本方針としております。

この特措法の基本方針を踏まえ佐野市における除染実施計画を定めるものとします。

なお、今後の国県等の動向などをみながら、本計画の内容や期間について、随時見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

佐野市の空間放射線量は、国が実施した航空機モニタリングの調査結果（別紙1のとおり）により、飛駒町、作原町及び秋山町（以下、「北部区域」という。）において国の基準値（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）以上であることから、航空機モニタリングの測定結果に基づき、除染実施区域は、表1のとおりとします。

《表1 除染実施区域》

除染実施計画の対象となる区域	
町名	小字名
飛駒町	東川花木鳥、十二山
作原町	藤倉、藤倉口、正地、大戸入、ゾロメキ、出入、竹ノ平、白野、小戸入
秋山町	荷付場、栃内、木浦原中渡戸、平六内、宮ノ前、木浦原後口沢口、木浦原ワン沢、木浦原細絨シ、木浦原尾出山、木浦原正ノ沢、木浦原穴ノ手、木浦原足倉、木浦原高手、氷室、木浦原大部屋、木浦原嶽ノ手、木浦原鳴岩、木浦原ムモレ、木浦原猿内、木浦原小永倉、木浦原榊桃上り、深堀沢、深堀沢入山

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、表1に示す除染実施区域内の表2の除染対象ごとに、実施者が行うものとします。

なお、同区域内に住宅は含まれておりません。住宅地に隣接する秋山町字宮ノ前の社寺においては、基準を超える結果となりましたので、周辺の山林と一体となった除染を考慮する必要があります。

また、生活圏に隣接しない山林等については、現在、国からその区域への対応方針は示されていないので、生活圏に隣接しない山林の除染については、

未定となりますが、今後、方針が示された場合には、除染の実行性を踏まえ、当該計画の見直しを含め検討します。

《表2 除染実施者等》

除染対象	実施者
公共施設及び公有地（山林含む）	国・県・市 ※1
民有地（施設、山林）	市・（所有者） ※2

※1 具体的に除染する対象等について、今後、国・県などと相談し定めることとします。

※2 民有地については、所有者等と市が除染実施を含め実施方法等の協議を行い決定するものとします。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、「除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版）」及びこれを踏まえて策定された環境省が定める「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成25年3月29日改定。）」の内容に則って、必要な措置を選択し除染を行います。

また、北部区域における空間線量の推移を確認するため継続的なモニタリング調査を、市において実施するものとします。

《表3 除染実施内容》

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
民有地（施設）	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面等の清掃、拭取り ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
生活圏に隣接する山林	<ul style="list-style-type: none"> ○枝葉の剪定、枝打ち ○落ち葉の除去、除草

除染を実施する際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとし、また、生活圏に隣接しない山林等については、今後、方針が示された時点で必要な措置を検討します。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

市では、当面、平成26年3月末までを第1期、平成27年3月末までを第2期、平成28年3月末までを第3期として、下記のスケジュールで実施していきます。なお、モニタリング調査の結果については、定期的に公表を行っていきます。

また、計画の見直し等必要となった際には、スケジュールを見直しするものとしします。

《表4 実施計画スケジュール》

実施内容	対象	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
除 染	民有地（施設）	-----	-----	-----	-----
モニタリング	北部区域	■	■	■	■
計画見直し ※計画変更事由が生じた場合 ●：計画見直し	—	-----	-----●	-----	-----

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等について、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地内において保管した後、処分することとし、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量等）の記録をします。

7. その他の事項

- (1) 国や県の方針等により、計画内容及び期間について、適宜見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画については、計画策定や計画内容及び期間の見直した場合には、速やかに公表していきます。

以 上